

官報

号外
平成二年三月二十七日

○第百十八回 衆議院會議録 第八号

平成二年三月二十七日(火曜日)

午後三時 本會議

○本日の會議に付した案件

松前仰君の故塩谷一夫君に対する追悼演説
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国立劇場法の一部を改正する法律案(内閣提出)
砂糖の價格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後三時三分開議
○議長(櫻内義雄君) これより會議を開きます。

○議長(櫻内義雄君) 御報告いたすことがありません。

議員塩谷一夫君は、昨年十二月二十八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえませぬ。

同君に対する弔詞は、議長において去る一月十八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕
衆議院は、多年憲政のために尽力し、さきに外務委員長、地方行政委員長の要職にあたられた議員正四位勲二等塩谷一夫君の長逝を哀悼し、ついで弔詞をささげます。

故議員塩谷一夫君に対する追悼演説
○議長(櫻内義雄君) この際、弔意を表するたため、松前仰君から発言を求められております。これを許します。松前仰君。

〔松前仰君登壇〕
○松前仰君 たいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員塩谷一夫先生は、去る十二月

二十八日、古希の祝いを目前にして逝去されました。

先生は、參議院選挙を境に体調を崩され、昨秋も、静岡の地で、私どもが主催しております武道大会で静岡県剣道連盟会長としての元氣なお姿をお待ちしておりましたけれども、それがかなえられず、昨年暮れになりました。次期衆議院選挙を目前にして立候補を断念されたに及び、いよいよ御病状の悪化を案じざるを得ませんでした。そして、ついに帰らぬ客となつたのであります。まことに痛恨の念にたえません。

私は、ここに、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと思ひます。(拍手)

塩谷先生は、大正九年一月二日、静岡県袋井市の駅前酒屋を構える栗平さん御夫妻の七男としてお生まれになりました。
先生は、静岡県立見付中学校を卒業の後、十七歳で天竜川の山峡にある横山小学校の代用教員になられました。剣道を教え、勉強したり、遊んだりの子供たちや村人たちの心の通い合う多感な一年間を過ごされた先生は、早稲田大学専門部政治経済科に学び、その後同大学文学部東洋史料に進まれました。

早稲田では、先輩である中野正剛、緒方竹虎兩氏の指導を仰ぎ、幾度か中国を旅し、卒業論文のテーマを「孫文」として、中国の偉大さを書かれました。時あたかも、軍部の戦線拡大方針は泥沼に陥り、戦況思わしからざる中、時流に抗するかのときこの論文は全面書き直しを命じられたのであります。先生は、正しいものは正しいと筋を通し、卒業を二週間後に控えて断固退学されたの

でございます。

昭和二十年、入隊後は北滿を転戦し、戦争の悲愴さ、苦しさを身をもって体験されました。戦後、これらの体験を通じて、先生は、同時代の多くの学生が、またいたいけな子供たちが祖国のため散っていったこの事実を無にしてはならないと心に誓われたのであります。

混乱と廃墟の中、復員された先生は、郷土振興のため地方建設研究所を設立し、総合雑誌「遠州展望」を発行しながら、連日の自転車行脚で遠州一帯をくまなく歩き回り、具体的な地域開発への青年の参加を呼びかけられました。平和と郷土を愛し、将来を担う若い力を信じてやまなかつた先生の御活動は、たくましい、進歩的な精神のあらわれとして高く評価されるのであります。

先生は、新しい日本は真に新しい人々たちによつてのみ樹立できると考え、昭和二十一年、二十六歳の若さで戦後初の総選挙に立候補されました。残念ながらこのときは議席を得ることはできなかったものでありますけれども、国を憂え、青年の若々しさに期待を寄せて先生が行った地道な教育活動は多くの人々の支持と共感を呼び、当時公選制がしかれた第一回の県教育委員に選出されたのであります。

理論を実践によつて正当づけ、実践の中から新しい理論を生み出す先生の行動力は、当時の斎藤県知事の認めるところとなり、請われて昭和二十六年民間から県の秘書課長に抜かされました。以来、昭和三十七年に退職されるまでの十一年間、地方自治の第一線において活躍され、県の内外から高い評価を受けました。

その間、広報と文化活動を両輪とする県民会館を建設し、その初代館長として県政の民主化に努め、ついには県庁の機構改革にも及んだことは、政府、内閣にも注目されたほどでございます。また、県に広報協会、文化協会をつくり、県庁と民間、県民を結ぶため尽力されました。

時の所得増計画に呼応して、静岡県が第六次総合開発計画を作成した際に、県の企画調整部長であられた先生は、その責任者として県民の声を代弁し、見事にこれをまとめられ、静岡県が歴史的発展を遂げるに至った大きな原動力をなしたのであります。

我が青春に悔いなしの言葉どおり、十一年間の県政活動において、常に庶民の立場に立って、絶えず民主政治の可能性を追求して思う存分の活躍をされたのであります。

その後、知事選に立候補し、落選の憂き目を見た先生は、名利臨濟寺の門前のお住まいで無一文の浪人生活を余儀なくされました。しかしながら、先生のお人柄を慕い集まった多くの青年たちに支えられ、青年たちと裸のつき合いをしながら、あすの農業を語り、日本の将来を探求されたのであります。

このころ、作家の尾崎士郎さんから「この塩谷は天下第一等の人物として推奨できる。しかし、この男は大物にはなれない。理由は、堅物で、放蕩を知らないからだ。」と言われた先生は、俄然、「私は少年時代から戦争の日本に育ち、戦後は真

剣に祖国の再建に取り組んできました。放蕩などしている暇はありません。」と反論されたとのことでございます。

私は、ここに、私心を捨て、常に庶民の声を代弁する先生の、逆境に強い精神が、そして生まじめなお人柄をかいま見ることができるのであります。(拍手)

県知事選への捲土重来を期していたところへ、昭和四十一年十二月、世に言う「黒い霧解散」がありました。「混沌する政界に、日本の民主政治の危機を感じ、国民から信頼されない政治は、どのような立派な政策で飾ろうと真の民主政治ではない。まず、政治や政党的信頼回復こそ先決であり、政党的体質改善、近代化に努めたい」と決意され、公約とされたのであります。

あなたは、「万事を金で評価し、解決しようとする現今の世相に強い反感を感じる。金で評価し得ない人間の真心も、美しい自然も、民族の伝統や歴史もある。これらを大切にしようとする精神がなければ民族は滅びる。」と主張され、また、「政治家は、あくまで謙虚に、国民の総意、願望に心を注ぎ、国の主人公である国民とともに歩まなければならない」との信念を披瀝されました。選挙運動の期間も短く、文字どおり桶狭間のような選挙戦を戦い、若い世代を中心とする有権者の支持を得て、見事初当選の栄を勝ち取られました。(拍手)

時代が人を求め、時代によって求められた四十歳のヤングパワーは、政治改革ののろしを上げ、国政壇上に新たな第一歩を踏み出したのであります。

それ以来、本院議員に当選すること七回、在職二十年七月の長きに及んでおります。

本院においては、まず内閣委員として、内政、外交、防衛等の諸問題について、時の政府に対し、初当選の与党議員らからぬ辛口の、しかも正鵠を得た質疑をされたことは、議会の活性化という点で高く評価されてよいことではないかと思っております。

以後、大蔵委員、議院運営委員、社会労働委員会理事、予算委員会理事等を歴任され、昭和五十三年には外務委員長、翌年には地方行政委員長に選任され、公正円満を旨とした委員会運営で、与野党を問わず広く信頼を集め、遺憾なくその重責を果たされました。

この間、第一次田中内閣の労働政務次官として、多くの政務を処理されましたが、特に障害者の技能の重要性に深い理解を示され、昭和四十七年十一月の第一回全国身体障害者技能競技大会の開催に大きく尽力されたのであります。

また、自由民主党にあっては、文化局長、出版局長、国会対策副委員長、副幹事長、下水道対策特別委員長等の要職を歴任されたほか、小売商業問題小委員長として、中小小売商の保護、再生に貢献されたのであります。

外交問題につきましては、党のアジア・アフリカ問題研究会で長く世話人を務められ、新興独立諸国との関係改善に意を注がれました。

さらに、日中友好に精魂を傾けられたことは、つとに人のよく知るところであります。先生と中国との関係は、両国が兵火を交えていたさなか、早稲田の森で卒業論文のテーマに孫文を選んだことからもわかるように、長年にわたるものであり、終生の政治課題であったのであります。

中国やアジアの問題に造詣深かった先生は、昭和四十二年、一年生議員ながらも選ばれて米国のサンタバーバラで開催された日米議員懇談会に参加し、日中問題、朝鮮半島問題について活発に発言をされました。

昭和四十六年には、超党派の日中平和促進議員連盟代表団の一員に選ばれ、日中国交回復の交渉に当たり、いわゆる日中復交三原則の合意達成に寄与されたのであります。そして、翌四十七年、我が国は、田中内閣のもとで中国との国交を回復するに至ったことは、御承知のとおりであります。

その後、日中平和友好条約が日程に上がった際には、日中友好議員連盟の副会長として、与党内の慎重派とは激論しつつ説得に努め、促進派には拙速を戒め、中国政府には自制を求め、我が政府には決断を求め、緊迫した情勢の中で獅子奮迅の働きをされました。

こうして一年八カ月にわたる御努力の結果、ついに昭和五十三年、福田内閣のもとで日中平和友好条約調印の運びに至ったのであります。

自由民主党内における異端の正統派と自他ともに許すあなたは、昭和六十二年、売上税法案について、国民の声に十分耳を傾け、これを廃案にすべくであると主張し、党内をまとめられました。(拍手)ここにも、平生あなたが口にされていた名もなき民の心を心とする政治姿勢、志を抱いた大衆政治家の姿を見ることができるのであります。

政治倫理、政治改革が問われている今日、信念の政治家塩谷一夫を失ったことは、本院はもとより、あなたが愛してやまなかつた日本にとっても大きな損失であり、深い悲しみであります。しかし、あなたの志は、御子息立さんによって立派に受け継がれました。どうか、安らかにお休みください。(拍手)

ここに、謹んで故塩谷先生の御業績とお人柄をしのび、心から御冥福をお祈りいたしました。追悼の言葉といたします。(拍手)

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審

議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長小澤潔君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小澤潔君登壇〕

○小澤潔君 たいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の員数を五人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しようとするものであります。

委員会においては、本日提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、国立劇場法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

国立劇場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 国立劇場法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長船田元君。

国立劇場法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔船田元君登壇〕

○船田元君 たいま議題となりました国立劇場法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の芸術その他の文化の一層の向上に寄与するため、国立劇場の名称を日本芸術文化振興会に改め、これに芸術文化振興基金を設け、芸術その他の文化の振興または普及を図るための活動に対する援助の業務を行わせることとする等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、法律の題名を「日本芸術文化振興会法」に改めるとともに、特殊法人国立劇場の名称を「日本芸術文化振興会」に改めること、
第二に、振興会の目的に、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造または普及を図るための活動その他の文化の振興または普及を図るための活動に対する援助を行うことを追加すること、
第三に、振興会の業務に、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造または普及を図るための公演、展示等の活動など、芸術その他の文化の振興または普及を図るための活動に対し、資金の

振興または普及を図るための活動に対し、資金の

支給その他必要な援助を行うこと等を追加すること、

第四に、振興会は、援助業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金を設け、政府からの出資金と政府以外の者からの出捐金をもってこれに充てること、

第五に、この法律は公布の日から施行することなどであり、

本案は、去る二月二十八日本院に提出され、三月一日日本委員会に付託となり、本日保利文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長亀井静香君。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

本案は、このような異性化糖等の輸入自由化に伴う国内糖価への悪影響を防止し、糖価安定制度の円滑な運営を確保するため、輸入が自由化されるこれらの糖について、新たに、蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買の対象に加え、その買入れ、売り戻し措置を通じて調整金を徴収すること等により、その価格調整を図ろうとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日以後に輸入申告される輸入異性化糖等に適用するものとしております。

本案は、去る三月十三日に提出され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、本二十七日山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

て、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地形その他の自然的条件等から視聽できなかつた難視聴地域における日本放送協会の衛星放送の受信対策のために、通信・放送衛星機構が一般会計から出資を受けて行つた助成業務に關し所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は、

第一に、通信・放送衛星機構は、従来の業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務等を行うこととする

第二に、その業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、通信・放送衛星機構に衛星放送受信対策基金を設けることと

でありませぬ。

なお、この法律は公布の日から施行することとしております。

本案は、去る三月一日当委員会に付託され、本二十七日深谷郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

出席國務大臣

- 法務大臣 長谷川 信君
- 文部大臣 保利 耕輔君
- 農林水産大臣 山本 富雄君
- 郵政大臣 深谷 隆司君

○明詔を省略した議長の報告

(兩院協議会請求)

一、昨二十六日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して兩院協議会を開くことを請求した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(兩院協議会協議委員議長副議長互選)

一、昨二十六日、協議委員議長副議長互選の結果、次のとおり当選した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件兩院協議会協議委員

議長 野田 毅君
副議長 近藤 鉄雄君

(兩院協議会協議委員選挙通知)

一、昨二十六日、緒方事務総長から佐伯参議院事務総長あて、本院は、平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件兩院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

- 野田 毅君 近藤 鉄雄君
- 越智 伊平君 佐藤 信二君
- 原田昇左右君 宮下 創平君
- 谷川 和穂君 越智 通雄君
- 中村喜四郎君 中村正三郎君

(予算送付及び通知)

一、昨二十六日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(通知書受領)

一、昨二十六日、佐伯参議院事務総長から緒方事務総長あて、参議院は平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件兩院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

- 櫻山 篤君 菅野 久光君
- 鈴木 和美君 矢田部 理君

安恒 良一君 太田 淳夫君
高木健太郎君 吉岡 吉典君
池田 治君 足立 良平君

一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
住宅金融公庫法の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、昨二十六日、平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件兩院協議会参議院協議委員議長野田毅君から櫻内議長あて、兩院協議会の成案を得なかつた旨の報告書を受領した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)兩院協議会報告書

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)兩院協議会報告書

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)兩院協議会報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 議長運営委員 辞任 補欠
- 村上誠一郎君 山本 有二君
- 山本 有二君 村上誠一郎君

平成二年三月二十七日 衆議院會議録第八号

朗読を省略した議長の報告 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書 国立劇場法の一部を改正する法律案及び同報告書

(議案付託)

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

山村振興法の一部を改正する法律案(安倍晋太郎君外十四名提出、衆法第一号)

(議案送付)

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

山村振興法の一部を改正する法律案(安倍晋太郎君外十四名提出)

(議案通知)

一、昨二十六日、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(議案通知書受領)

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を否決した旨の通知書を受領した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

(返付議案受領)

一、昨二十六日、参議院から返付された次の内閣提出案を受領した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二年三月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「七八九人」を「七九四人」に改める。

第二条中「二万四千四百一人」を「二万四千四百二十六人」に改める。

附則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、簡易裁判所における民事訴訟事件並びに地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び破産事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 簡易裁判所判事の員数を五人増加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加すること。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするもので、その措置は妥当なものと認めらる。

める。よって、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二年度裁判所関係予算に、一億八百三十七万三千円が計上されている。

平成二年三月二十七日

法務委員長 小澤 深

衆議院議長 櫻内 義雄殿

国立劇場法の一部を改正する法律案

右

平成二年二月二十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

国立劇場法の一部を改正する法律案

国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本芸術文化振興会法

目次中「第三十八条・第三十九条」を「第三十八条・第四十条」に改める。

第一条中「国立劇場は」を「日本芸術文化振興会は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて」に改め、「もつて」の下に「芸術その他の」を加える。

第一条中「国立劇場」を「日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)(に改める。

第三条中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第四条第二項中「国立劇場」を「振興会」に改め、

同条第三項中「国立劇場」を「予算で定める金額の範囲内において、振興会」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十九条の二第一項の芸術文化振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第四条第五項を削り、同条第四項中「国立劇場」を「振興会」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭以外の財産を出資の目的として、振興会に追加して出資することができ。

第五条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(名称の使用制限)

第五条の二 振興会でない者は、日本芸術文化振興会という名称を用いてはならない。

第六条及び第七条中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条第二項及び第三項中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第八条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条第二項及び第三項中「国立劇場」を「振興会」に改める。

に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第十四条から第十八条までの規定中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第十九条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改め、第五号を第六号とし、同項第四号中「第一号」を「第二号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号として次の一号を加える。

一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

第十九条第二項中「国立劇場」を「振興会」に、「前項の」を「前二項の」に、「前項第一号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項の

業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

第二十条から第二十四条までの規定中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第二十五条第一項中「国立劇場」を「振興会」に、「つけて」を「付けて」に改め、同条第二項中「国立劇場」を「振興会」に、「おかなければ」を「置かなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十五条の二 振興会の経理については、第十九条第一項第二号から第五号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の規定による業務に係るものその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第二十六条第一項中「国立劇場」を「振興会」に、「うめ」を「埋め」に改め、同条第二項中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第二十七条第一項中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第二十八条中「国立劇場」を「振興会」に、「たてて」を「立てて」に改める。

第二十九条中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(芸術文化振興基金)

第二十九条の二 振興会は、第十九条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために芸術文化

振興基金(以下「基金」という。)を設け、第四条第三項後段の規定により政府が示した金額と基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第三十条から第三十五条までの規定中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第三十七条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「第二十条第一項」を「第十九条第二項、第二十条第一項」に改め、同条第四号中「第二十九条第一号」の下に「(第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十八条中「国立劇場」を「振興会」に改める。

第三十九条中「国立劇場」を「振興会」に改め、同条第四号中「運用した」を「運用し、又は第二十九条の二第二項において準用する第二十九条の規定に違反して基金を運用した」に改める。

本則に次の一条を加える。

第四十条 第五条の二の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 国立劇場は、この法律の施行の時に
て、日本芸術文化振興会となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に日本芸術文化
振興会という名称を用いている者については、改
正後の日本芸術文化振興会法第五条の二の規定
は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)
第五条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十

(所得税法等の一部改正)
第七条 次に掲げる法律の規定中国立劇場の項を削り、

法(昭和四十七年法律第四十一号)	を	日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四
十一年法律第八十八号)		日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十
七年法律第四十一号)			

に改める。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表

第一一号の表

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表

第一一号の表

三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別

表第二

四 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五

号)別表第一

五 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表

三号)の一部を次のように改正する。

第三号第五十八号中「国民金融公庫」の下に

「日本芸術文化振興会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号、第七十三条の

四第一項第十一号及び第三百四十八条第二項第

十七号中「国立劇場」を「日本芸術文化振興会」に

改める。

日本下水道事業団

日本芸術文化振興会

日本下水道事業団

日本芸術文化振興会法(昭和四

第三第一号の表

理由

我が国の芸術その他の文化の一層の向上に寄与
するため、国立劇場の名称を日本芸術文化振興会
に改め、これに芸術文化振興基金を設け、芸術そ
の他の文化の振興又は普及を図るための活動に対
する援助の業務を行わせることとする等の必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立劇場法の一部を改正する法律案(内閣
提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国の芸術その他の文化の一層の
向上に寄与するため、国立劇場の名称を日本芸
術文化振興会に改め、これに芸術文化振興基金
を設け、芸術その他の文化の振興又は普及を図
るための活動に対する援助の業務を行わせるこ
ととする等の措置を講じようとするものである。
その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を日本芸術文化振興会法に改め

るとともに、特殊法人国立劇場の名称を日本

芸術文化振興会(以下「振興会」という。)に改

めること。

2 振興会の目的に、芸術家及び芸術に関する

団体が行う芸術の創造又は普及を図るための

活動その他の文化の振興又は普及を図るため

の活動に対する援助を行うことを追加するこ

と。

3 振興会でない者は、日本芸術文化振興会と

いう名称を用いてはならないこととするこ

と。

4 振興会の業務に、次に掲げる活動に対し資

金の支給その他必要な援助を行うことを追加

すること。

(一) 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術

の創造又は普及を図るための公演、展示等

の活動。

(二) 文化施設において行う公演、展示等の活
動又は文化財を保存し、若しくは活用する
活動で地域の文化の振興を目的とするも
の。

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、文化に関
する団体が行う公演及び展示、文化財であ
る工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存
のための伝統的な技術又は技能の伝承者の
養成その他の文化の振興又は普及を図るた
めの活動。

なお、振興会は、文部大臣の認可を受け

て、その目的を達成するため必要な業務を行

うことができるものとする。

5 振興会は、援助業務に必要な財源をその運

用によって得るために芸術文化振興基金を設

け、政府からの出資金と政府以外の者からの

出えん金をもってこれに充てるものとするこ

と。

6 その他関係法律の改正等、所要の規定の整

備を行うこと。

7 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の芸術その他の文化の一層の
向上に寄与するため妥当であると認め、可決す
べきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成元年度一般会計補正予算に、日本芸術文化振興会(仮称)が設ける芸術文化振興基金への出資金として、五百億円が計上されている。右報告する。

平成二年三月二十七日

文教委員長 船田 元

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

国立劇場法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、芸術・文化振興の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 芸術文化振興基金による援助資金については、あまりに広範かつ零細な配分をすることによって、援助の趣旨が損なわれることのないように配慮すること。

二 芸術文化振興基金に関する援助方針と援助対象の選定が、公正かつ公平に行われるように、その検討には広範な芸術家・実演家の参加を図ること。

三 我が国の経済力と文化予算の現状にかんがみ、長期的、総合的、国際的観点に立って、今後とも、文化予算の大幅な増額に努め、併せて芸術文化振興基金の拡充に努めること。

四 日本芸術文化振興会が、国立劇場の運営と芸術文化振興基金の運営を兼ねることにより、国立劇場及び第二国立劇場(仮称)の果たすべき役割

割が軽視されることのないよう、十分な配慮をすること。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二年三月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律

砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「糖度(温度二十度において、砂糖二十六グラムを水に溶解して百ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した場合の直接旋光度をいう。)が九十八度以下の」を「乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が検糖計(旋光度を測定するものに限る。)の読みで九十八・五度未満に相当する」に改める。

第五条第一項中「種類の砂糖」の下に「又は砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるもの」を加える。

第八条を次のように改める。

第八条 第五条第一項又は第六条第一項の規定による売渡しに係る指定糖についての事業団の買

入れの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 当該指定糖が砂糖である場合にあつては、その輸入申告の時に適用される平均輸入価格(粗糖以外の砂糖にあつては、その種類に応じて、当該平均輸入価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

二 当該指定糖が砂糖と砂糖以外の糖とを混合した糖(以下「混合糖」という。)である場合にあつては、次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額

イ その輸入申告の時に適用される平均輸入価格に砂糖含有率(混合糖に含まれる砂糖の割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た額(当該混合糖に含まれる砂糖が粗糖以外のものである場合にあつては、その種類に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

ロ その輸入申告の時に適用される平均輸入価格に当該混合糖に含まれる砂糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、粗糖と当該砂糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該砂糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

第十条第一項第一号中「次に掲げる額」の下に「(当該指定糖が混合糖である場合にあつては、次

に掲げる額に第八条第二号ロに掲げる額を加えて得た額)を加え、同号イ中「その種類に応じて、当該国内産糖合理化目標価格」を「その種類(混合糖については、当該混合糖に含まれる砂糖の種類。以下この項において同じ。)に応じて、当該国内産糖合理化目標価格(混合糖については、当該国内産糖合理化目標価格に砂糖含有率を乗じて得た額)」に改め、「当該平均輸入価格」の下に「混合糖については、当該平均輸入価格に砂糖含有率を乗じて得た額」を、「当該額」の下に「混合糖については、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額」を加え、「その乗じて得た額」を「当該農林水産大臣の定める率を乗じて得た額」に改め、同号ロ中「当該安定下限価格」の下に「混合糖については、当該安定下限価格に砂糖含有率を乗じて得た額」を加え、「得た額」を「得た額。以下この号において同じ。」(当該指定糖が混合糖である場合にあつては、当該安定上限価格に第八条第二号ロに掲げる額を加えて得た額)」に改め、同条第二項中「輸入に係る砂糖」の下に「(輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。以下同じ。)」を加え、「定めた砂糖」を「定めた輸入に係る砂糖並びに国内産糖」に改め、同条第三項中「平均移出価格」を「平均供給価格」に改め、

「異性化糖の製造数量」の下に「及び輸入数量(輸入に係る混合異性化糖(異性化糖と砂糖その他の異

性化糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるものをいう。以下同じ。に含まれる異性化糖の数量を含む。を加え、「その製造数量」をこれらの数量に、「異性化糖の推定製造数量」を「異性化糖（輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。）の推定供給数量」に、「同条第二項」を「第十八条の三第一項及び第十八条の六第三項」に、「標準異性化糖推定製造数量」を「標準異性化糖推定供給数量」に、「規定する砂糖」を「規定する輸入に係る砂糖並びに国内産糖」に改め、同条第四項中「平均移出価格」を「平均供給価格」に改める。

第十八条の二の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条第一項中「平均移出価格」を「平均供給価格」に改め、同条第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、当該異性化糖等に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。第十八条の二中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 異性化糖又は混合異性化糖（以下「異性化糖等」という。）につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあつては、その所有者）は、その輸入申告の時に適用される

次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る異性化糖等を事業団に売り渡さなければならない。

一 当該輸入申告に係る異性化糖等が関税定率法第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他政令で定める場合

二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該輸入申告の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格を超える場合

第十八条の二に次の一項を加える。

12 第五条第三項の規定は、第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十八条の二第八項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第七十条第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の三の見出しを「異性化糖平均供給価格」に改め、同条第一項を次のように改める。

異性化糖の平均供給価格（以下「異性化糖平均供給価格」という。）は、標準異性化糖につき、政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令

で定めるところにより、次に掲げる額を基準とし、その適用期間の属する砂糖年度に係る標準異性化糖推定供給数量のうち製造に係る部分と輸入に係る部分との比率を勘案して、農林水産大臣が定める。

一 国内における異性化糖の原料でん粉の価格並びに異性化糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額

二 その適用期間前の一定期間の海外の異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の市価の平均額、輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額、関税の額に相当する金額及び輸入に係る異性化糖の販売に要する標準的な費用の額

第十八条の三第二項中「異性化糖平均移出価格」を「異性化糖平均供給価格」に、「異性化糖の原料でん粉の価格」を「国内における異性化糖の原料でん粉の価格又は海外の異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の市価」に改める。

第十八条の四の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条中「係る異性化糖」の下に「（以下「国内産異性化糖」という。）」を加え、「当該異性化糖の」を「当該国内産異性化糖の」に、「異性化糖平均移出価格」を「異性化糖平均供給価格」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十八条の二第二項の規定による売渡しに係る異性化糖（以下「輸入異性化糖」という。）又は混合異性化糖（以下「輸入混合異性化糖」とい

う。）についての事業団の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

一 輸入異性化糖 その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額

イ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率（混合異性化糖に含まれる異性化糖の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、標準異性化糖と当該異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に

応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

第十八条の五の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条中「第十八条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。

第十八条の六の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額

イ 異性化糖調整基準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ 当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 前号イに掲げる額
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る第一号の率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第十八条の四第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 異性化糖調整基準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額（）

第十八条の六第三項中「第一項」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項第一号」に、「規定する砂糖」を「規定する輸入に係る砂糖並びに国内産糖」に、「標準異性化糖推定製造数量」を「標準異性化糖推定供給数量」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖の移出又は輸入申告の時に適用される輸入に係る粗糖についての平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの価格は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第一号に掲げる額
ロ 当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省

令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第二号に掲げる額
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

第十八条の六の次に次の一条を加える。

第十八条の六の次に次の一条を加える。

(輸入に係る異性化糖等の買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十八条の六の二 第十八条の二第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林水産省令で定めるところにより、当該異性化糖等につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

第三十条の前の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。

第三十一条第一項中「売渡申込数量」の下に「混合糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量」を、「売戻しの数量」の下に「混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量」を、「輸入数量等」の下に「(混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等)」を加え、「砂糖の供給数量を」を「砂糖(輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。)(の供給数量)」に、「その種類に応じて、当該額」を「その種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類)に応じて、当該額」に改める。

第三十二条第一項中「第十八条の二第一項の規定による異性化糖」を「第十八条の二第一項又は第二項の規定による異性化糖等」に、「異性化糖製造者」とを「異性化糖の売渡申込数量」を「異性化糖等の売渡申込数量(混合異性化糖にあつては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)」に、「異性化糖の第十八条の五第一項」を「異性化糖等の第十八条の五第一項」に改め、「売戻しの数量」の下に「(混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)」を、「製造数量等」の下に「又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等)」を加え、「異性化糖の第三十条第一項」を「異性化糖等の第三十条第一項」に改め、「第十八条の六第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項に規定する売戻しの価格に、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)」を「これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

は、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)に、「異性化糖の第十八条の五第一項」を「異性化糖等の第十八条の五第一項」に改め、「売戻しの数量」の下に「(混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)」を、「製造数量等」の下に「又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖にあつては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等)」を加え、「異性化糖の第三十条第一項」を「異性化糖等の第三十条第一項」に改め、「第十八条の六第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項に規定する売戻しの価格に、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)」を「これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国内産異性化糖 前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について

農林水産大臣が定める額(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。)

二 輸入異性化糖 当該超える数量に係る輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の農林水産大臣が定める額から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖 当該超える数量に係る輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る第一号の農林水産大臣が定める額に異性化糖含有率を乗じて得た額(当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

第三十四条第一項中「若しくは砂糖」の下に「混合糖若しくは異性化糖等」を加える。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 改正後の砂糖の価格安定等に関する法律(以下「新法」という。)第五条第一項、第八条、

第十条、第十八条の二から第十八条の六の二まで、第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定は、平成二年四月一日以後に輸入申告をする指定糖及び異性化糖等並びに同日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用し、同日前に輸入申告をし、又は移出する指定糖又は異性化糖等については、なお従前の例による。

第三条 平成二年四月一日から九月三十日までの間に輸入申告をする指定糖についての新法第十条第一項第一号、第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第二項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前五日までに」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)の施行の日」と、「当該年度の前年度」とあるのは「昭和六十三年砂糖年度」と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」と、同条第三項中「その適用期間の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、「当該年度の前年度」とあるのは「昭和六十三年砂糖年度」と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第十条第一項第一号イの農林水産大臣の定める

率は、同条第四項において準用する新法第三条第六項の規定にかかわらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に告示するものとする。

3 第一項の規定により読み替えて適用される新法第十条第一項第一号イの農林水産大臣の定める額のうち平成二年四月一日の属する新法第十八条の三第一項の期間に係るものは、新法第十条第四項において準用する新法第七条第二項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

第四条 平成二年四月一日の属する新法第七条第一項の政令で定める期間についての異性化糖標準価格は、新法第十八条の二第六項において準用する新法第七条第二項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

第五条 平成二年四月一日の属する新法第十八条の三第一項の政令で定める期間についての異性化糖平均供給価格は、同条第二項において準用する新法第七条第二項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

第六条 平成二年四月一日から九月三十日までの間にその製造場から移出し、又は輸入申告をする異性化糖等についての新法第十八条の六第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該国内産異性化糖の移出の日から九月三十日までの期間」と、同項第二号

中「当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同項第三号中「当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第三項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)の施行の日」と、当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第十八条の六第一項の農林水産大臣の定める率は、同条第四項において準用する新法第三条第六項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正)
第七条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第二号ロ中「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。
第三十七条第三項中「売渡しの価格」の下に「(当該指定糖が混合糖である場合にあつては、当該売渡しの価格から同法第八条第二号ロに掲げる額を控除して得た額)」を加え、「同号ロの安定下限価格」を「同法第十条第一項第一号ロの安定下限価格(混合糖については、当該安定下

限価格に砂糖含有率を乗じて得た額)」に改める。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する蚕糸砂糖類価格安定事業団法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における混合糖、異性化糖等の輸入に係る事情の変化に対処して、輸入に係る砂糖に加え、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖につきその価格調整を図るための措置を定めるとともに、国内産の異性化糖に加え、輸入に係る異性化糖につき砂糖との価格調整を図るための措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨

本案は、異性化糖、混合糖等が平成二年四月一日から輸入自由化されることに伴う国内糖価への悪影響を防止し、糖価安定制度の円滑な運営を確保するため、これら輸入異性化糖等について、輸入糖や国内産異性化糖と同様、蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という。)の売買の対象とすることにより、その価格調整を

図るための措置等を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 事業団の売買対象の追加
新たに、輸入異性化糖等を事業団の買入れ及び売戻し措置の対象に加え、調整金の徴収等を行うものとする。

2 事業団売買の手続き、売買価格
(1) 異性化糖等を輸入しようとする者は、輸入糖または国内産異性化糖と同様、一定の場合に、当該輸入異性化糖等を平均的な国内供給価格等により、事業団に対し売渡すものとする。

(2) 事業団は、買入れた輸入異性化糖等を、その買入価格に調整金を加算した額で、(1)により売渡しを行った者に売戻すものとする。

3 施行期日等
この法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日以後に輸入申告される輸入異性化糖等に適用するものとする。

二 議案の可決理由
本案は、今回、輸入が自由化される異性化糖、混合糖等について、輸入糖や国内産異性化糖と同様の価格調整を行うことにより、国内糖価への悪影響を防止し、糖価安定制度の円滑な運営を確保するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年三月二十七日

農林水産委員長 亀井 静香

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、本年四月からの異性化糖等の輸入自由化により、国内糖価及び国内甘味市場に混乱が生じないよう、その運用に万全を期すとともに、左記事項について遺憾なきを期すべきである。

記

一 糖化業界については、国内産いもでん粉の円滑な消化に寄与していること等にも留意し、同業界の秩序ある健全な発展が図られるよう指導に努めること。

二 国内産いも類の需要拡大を図るため、でん粉原料用に併せて、今後増加が期待される加工食品用への用途開発を積極的に推進すること。

三 加糖調製品の輸入については、その動向を注視し、国内の砂糖需給に悪影響を及ぼすこととならないよう努めること。
右決議する。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二年二月二十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律

律

通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条から第九条までを次のように改める。

（業務の特例等）

第五条 機構は、当分の間、第二十八条第一項に規定する業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送（テレビジョン放送）（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）であつて、放送衛星の無線局により行われるものをいう。以下同じ。）を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 前項の難視聴地域とは、日本放送協会が放送法第九条第五項の規定によりテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければその

地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域をいう。

第六条 政府は、前条第一項の規定により機構の業務が行われる場合において、第五条第三項前段の規定により機構に出資するときは、同項後段に規定する各資金又は次条第一項に規定する衛星放送受信対策基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

第七条 機構は、附則第五条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）を設け、第五条第三項前段及び前条の規定により受信対策基金に充てるべきものとして出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、次の方法による場合を除くほか、受信対策基金を運用してはならない。

一 国債その他郵政大臣の指定する有価証券の取得

二 郵便貯金又は銀行その他郵政大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの

3 第四十三条第一項の規定は、郵政大臣が前項第一号又は第二号の規定による指定をしようとする場合について準用する。

第八条 附則第五条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第三十三条の二中「経

理（当該所有に係る部分に限る。）とあるのは「経理（当該所有に係る部分に限る。）及び附則第五条第一項に規定する業務に係る経理」と、「特別の勘定（以下「衛星所有勘定」とあるのは「それぞれ特別の勘定（以下前者の業務に係るものにあつては「衛星所有勘定」、後者の業務に係るものにあつては「受信対策勘定」と、第四十一条第二項中「及びその他の一般の勘定」とあるのは「受信対策勘定に係る出資及びその他の一般の勘定」と、第四十二条第一項中「衛星所有勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び受信対策勘定」と、第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び附則第五条第一項」とする。

第九条 附則第七条第二項の規定に違反して受信対策基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、十万円以下の過料に処する。

附則第十条を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、通信・放送衛星機構に衛星放送受信対策基金を設け、難視聴地域において日本放

送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、通信・放送衛星機構(以下「機構」という。)に一般会計から出資を受けて衛星放送受信対策基金を設け、その運用により難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し行う助成業務に関し所要の規定を整備する等の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 業務の特例に関する事項

機構は、当分の間、従来の業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務等を行うこととする。

2 衛星放送受信対策基金に関する事項

機構は、1の業務に必要な経費の財源をその運用によって得るため、政府の全額出資により、衛星放送受信対策基金を設けること。

3 その他

その他規定の整備をすること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、機構に衛星放送受信対策基金を設け、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせることとする等の所要の規定を整備するものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成元年度一般会計補正予算郵政省所管に、機構の行う難視聴解消対策事業のための基金としての同機構に対する出資三〇億円が計上されている。

右報告する。

平成二年三月二十七日

通信委員長 上草 義輝
衆議院議長 櫻内 義雄殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電話	03(587)4302
定価	本号一部 三円をきり